

平成 31 年度

五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算書

宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町

議案第 14 号

平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計予算

平成31年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ106,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成31年 3月 1日提出

五ヶ瀬町長 原田俊平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小笠まゆみ

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

単位：千円

款	項	金 額
1. 分担金及び負担金		150
	1. 負担金	150
2. 使用料及び手数料		31,974
	1. 使用料	31,657
	2. 手数料	317
4. 繰入金		33,471
	1. 繰入金	33,471
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
7. 町債		41,400
	1. 町債	41,400
歳 入	合 計	106,996

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1. 簡易水道費		82,190
	1. 総務費	82,190
2. 公債費		24,796
	1. 公債費	24,796
3. 予備費		10
	1. 予備費	10
歳 出	合 計	106,996

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1. 簡 易 水 道 債	41,400	証 書 借 入	8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、公営企業等金融機構資金、及び市中銀行等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、町財政の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えることができる。
2.				
3.				
4.				
5.				
計	41,400			



平成 31 年度

五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出予算事項別明細書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

単位：千円

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	150	150	0
2. 使用料及び手数料	31,974	29,658	2,316
4. 繰入金	33,471	22,587	10,884
5. 繰越金	1	1	0
7. 町債	41,400	40,300	1,100
歳入合計	106,996	92,696	14,300



(歳 出)

単位：千円

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 簡易水道費	82,190	77,008	5,182	0	41,400	8,675	32,115
2. 公債費	24,796	15,678	9,118	0	0	24,796	0
3. 予備費	10	10	0	0	0	0	10
歳 出 合 計	106,996	92,696	14,300	0	41,400	33,471	32,125

## 2 歳 入

(款) 4. 繰入金 (項) 1. 繰入金

単位：千円

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 繰入金	33,471	22,587	10,884	1. 一般会計繰入金	33,471	一般会計繰入金
計	33,471	22,587	10,884			

(款) 5. 繰越金 (項) 1. 繰越金

1. 繰越金	1	1	0	1. 前年度繰越金	1	前年度繰越金
計	1	1	0			

(款) 7. 町債 (項) 1. 町債

1. 町債	41,400	40,300	1,100	1. 町債	41,400	町債
計	41,400	40,300	1,100			

(款) 1. 分担金及び負担金 (項) 1. 負担金

1. 負担金	150	150	0	1. 給水工事負担金	150	給水工事負担金
計	150	150	0			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 1. 使用料

1. 水道使用料	31,657	29,341	2,316	1. 水道使用料現年度分	31,656	水道使用料現年度分
				2. 水道使用料過年度分	1	
計	31,657	29,341	2,316			

(款) 2. 使用料及び手数料 (項) 2. 手数料

1. 検査手数料	317	317	0	1. 検査手数料	317	検査手数料
計	317	317	0			

3 歳 出

(款) 1. 簡易水道費 (項) 1. 総務費

単位：千円

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1. 管理費	82,190	77,008	5,182	0	41,400	8,675	32,115	1. 報 酬	49	簡易水道運営協議会委員報酬
								2. 給 料	3,468	一般職給料
								3. 職員手当等	2,563	扶養手当 318 住居手当 246 超過勤務手当 180 通勤手当 159 児童手当 240 期末勤勉手当 1,420
								4. 共 済 費	2,090	職員共済 1,409 一般職退職手当 681
								9. 旅 費	84	費用弁償 7 普通旅費 77
								11. 需 用 費	11,762	消耗品費 502 燃料費 120 食糧費 10 印刷製本費 50 光熱水費 9,480 修繕料 1,600
								12. 役 務 費	6,724	通信運搬費 1,620 手数料 5,074 保険料 30
								13. 委 託 料	15,863	量水器検針委託料 1,128 施設保安管理 12,035

## (款) 1. 簡易水道費 (項) 1. 総務費

単位：千円

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
										委託料	2,700
								14. 使用料及び賃借料	6	使用料及び賃借料	
								15. 工事請負費	38,700	工事請負費	
								16. 原材料費	150	工事材料費	
								19. 負担金補助及び交付金	20	県簡易水道協会負担金	15
										各種会議負担金	5
								27. 公 課 費	711	自動車重量税	9
										登録印紙税	2
										消費税	700
計	82,190	77,008	5,182	0	41,400	8,675	32,115				

## (款) 2. 公債費 (項) 1. 公債費

1. 元金	22,045	12,777	9,268	0	0	22,045	0	23. 償還金利子及び割引料	22,045	長期借入償還分元金
2. 利子	2,751	2,901	△150	0	0	2,751	0	23. 償還金利子及び割引料	2,751	長期借入償還分利子
計	24,796	15,678	9,118	0	0	24,796	0			

## (款) 3. 予備費 (項) 1. 予備費

1. 予備費	10	10	0	0	0	0	10			予 備 費
計	10	10	0	0	0	0	10			



# 給与費明細書

# 給 与 明 細 書

## 1 特 別 職

(単位：千円)

区 分		職員数 人	給 与 費							共済費	合計	備考
			報 酬	給 料	期末手当	調整手当	寒冷地手当	その他の 手当	計			
本年度	長 等											单身赴任手 当・通勤手当
	議 員											
	その他の 特別職	15	49						49		49	
	計	15	49						49		49	
前年度	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職	15	49						49		49	
	計	15	49						49		49	
比 較	長 等											
	議 員											
	その他の 特別職											
	計											

## 2 一般職

### (1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
本 年 度	1		3,468	2,563	6,031	2,090	8,121	
前 年 度	1		3,375	2,512	5,887	1,985	7,872	
比 較	0		93	51	144	105	249	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当	通勤手当	管理職手当	期末勤勉手当	超勤手当	住居手当	その他
	本 年 度	318	159		1,420	180	246	240
	前 年 度	318	159		1,369	180	246	240
	比 較	0	0	0	51	0	0	0



(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	93	給与改定に伴う増減分		
		普通昇給に伴う増減分	93	
		昇給期間短縮に伴う増減分		
		その他の増減分		
	51	その他の増減分	1. 扶養手当 その他の増減	0
			2. 通勤手当 その他の増減	0
			3. 管理職手当 その他の増減	0
			4. 期末勤勉手当 改定による増減 普通昇給による増減 その他の増減	51
			5. 超勤手当	0
			6. 住居手当	0
			7. その他の手当	0

(3) 給料及び職員手当の状況

ア. 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
31年4月1日現在	平均給料月額(円)	289,000
	平均給与月額(円)	349,200
	平均年齢(歳)	41.00
30年4月1日現在	平均給料月額(円)	281,200
	平均給与月額(円)	341,450
	平均年齢(歳)	40.00

イ. 初任給

区 分	一般行政職	技能労務職	国の制度	
			一般行政職	技能労務職
高 校 卒	148,600	148,600	148,600	148,600
大 学 卒	180,700	—	180,700	—

ウ. 級別職員数

区 分	級	一般行政職	
		職員数 (人)	構成比 (%)
平成31年4月1日	1 級		
	2 級		
	3 級	1	100.0
	4 級		
	5 級		
	6 級		
	計	1	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
一般行政職	主事又は技師の職務	困難な業務を処理する主事又は技師の職務	主査又は担当リーダーの職務	1 グループ長又は所長の職務 2 困難な業務を処理する主査又は担当リーダーの職務	1 困難な業務を処理するグループ長又は所長の職務 2 主幹の職務	1 課長の職務 2 会計管理者の職務 3 議会事務局長の職務 4 教育次長の職務 5 病院事務長の職務

エ. 昇給

区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職		
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	1		
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	昇給期間の短縮 の級別内訳	3月 (人)			
		6月 (人)			
		9月 (人)			
		12月 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)					
区 分		合 計	代表的な職種		
			一般行政職		
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	1	1		
	昇給に係る職員数 (B) (人)				
	昇給期間の短縮 の級別内訳	3月 (人)			
		6月 (人)			
		9月 (人)			
		12月 (人)			
	比 率 (B) / (A) (%)				
特別昇給に係る職員数 (人)					

オ. 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職務上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	3～6級 5～10%	
前年度	2. 1 2 5	2. 2 7 5	4. 4 0	3～6級 5～10%	
国の制度	2. 2 2 5	2. 2 2 5	4. 4 5	4～11級 5～20%	

カ. 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	退 職 時 特別昇給	備 考
支給率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特別 措置(2～20%加算)		
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特別 措置(2～20%加算)		

キ. 調整手当

支給対象地域				
支給金額(円)				
支給対象職員数(人)				
国の制度 (支給率) (%)				

ク. 特殊勤務手当

区 分	全職種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給料総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) ( 年 月 日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称	町税事務に従事する職員の特殊勤務手当 国又は都道府県派遣職員で特別な知識、技術又は資格を有する職員の特殊勤務		

ケ. その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同	
住 居 手 当	同	
通 勤 手 当	異	国の制度に本町規則で定める額を加算